

令和4年度第2回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」 議事録

日 時 令和4年（2022年）7月21日（木）18:50～20:30 ※Web会議形式

出席者 北海道精神神経科診療所協会 長谷川理事、北海道立精神保健福祉センター 横山係長、
依存症治療拠点機関（旭山病院） 橋本医師、
北海道産業保健総合支援センター 青木副所長、日本集団精神療学会 田辺理事長、
青十字サマリヤ会 齊藤施設長、農政部競馬事業室 森山主幹、
北海道弁護士会連合会 清水弁護士・西弁護士、
北海道児童青年精神保健学会 黒川医師
事務局 河谷精神医療担当課長・半沢課長補佐・松野主査・井田主事

- 議 題
- 1 令和4年度第1回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」における各構成機関からの意見と対応の考え方について
 - 2 第2期北海道ギャンブル等依存症対策計画【基本的な考え方】（たたき台）について
 - 3 今後の予定について

議 事

事務局

本日は大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から、『令和4年度第2回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」』を開催いたします。

私は冒頭の進行を務めさせていただきます、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課課長補佐の半沢と申します。

ネットワークのトラブルにより会議開始が遅くなり大変申し訳ございません。

本日も前回に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Webでの開催となります。

道庁の会場には、進行をお願いしている、日本集団精神療学会 理事長の田辺先生、構成機関である、農政部競馬事業室にお越しいただいております、札幌こちらのセンター、カトレア会、札幌方面遊技事業協同組合、北海道教育委員会が欠席となっております。

まず、お手元の資料を確認させていただきます。資料については、次第、出席者名簿、資料1 第1回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」の意見と考え方について、資料2 （国）第2期基本計画における関係事業者の「購入限度額設定システム導入」「インターネット投票におけるアクセス制限の強化」「民間団体等に対する経済的支援」の取組状況、資料3 第2期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画【基本的な考え方】（たたき台）、資料4 北海道ギャン

ブル等依存症対策推進計画の構成について（案）、資料5 北海道ギャンブル等依存症対策施策体系図（案）、資料6 第2期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画策定スケジュール（案）、参考資料1 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターの概要、参考資料2 ギャンブル依存症予防回復支援センター団体概要、参考資料3 リカバリーサポート・ネットワーク設立の経緯、参考資料4 令和2年度 依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」報告書（令和3年8月）、参考資料5 地域依存症対策支援事業実施要綱、参考資料6 子どもの車内放置事故防止に関する取組について（全日遊連）、参考資料7 オンラインカジノの規制を求める要望書（依存症問題対策ネットワーク）、参考資料8 第1回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」議事録、意見様式となっております。

本日の終了予定時間は、概ね20時30分を目途としたいと考えておりますので、事務局からの説明等で調整させていただきたいと思っております。円滑な議事の進行に御協力をお願いします。

それでは、以降の進行は日本集団精神療学会 田辺先生にお願いしたいと思います。田辺先生お願いいたします。

田辺座長

座長の田辺です。それでは式次第に沿って会議を進めて参ります。まず初めに、議題1『令和4年度第1回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」における各構成機関からの意見と対応の考え方について』です。事務局から説明をお願いします。

事務局

資料1、資料2に基づき説明

- ・令和4年度第1回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」における各構成機関からの意見と対応の考え方について

田辺座長

今、前回の議論の整理ですけれども、事務局から説明がありましたが、御質問・御意見ありましたらどうぞ。

ありませんか。地域の連携会議は、この報告内容だと、正直、まだこれからという感じで理解していいですか。

事務局

そうですね。実際には、この計画に基づいて連携会議を設置してくださいということでお願いをされていて、実際に設置できているところはまだ少ない状況ではあります。設置をしましたというところでも、コロナの業務にかなり時間を取られているので、実際に会議を開催できたというところは、さらに少ないという現状です。今、コロナが急拡大していますから、なかなか活発に開催というところ

には至っていないというのが現状です。

田辺座長

はい。前回の議論に関係するところでの補足のやり取りよろしいでしょうか。
次の議事に進みますが、次のテーマが今回の議論の中心ですので、どうぞよろしくをお願いします。それでは、議題2「第2期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画【基本的な考え方】（たたき台）」について、事務局から説明しますので、御意見をいただきたいと思います。事務局よろしくお願いします。

事務局

資料3、資料4、資料5に基づき説明

- ・第2期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画【基本的な考え方】（たたき台）について

田辺座長

はい。第2期の計画内容について、第1期の施策体系図に新たな部分を赤字で加えた表をベースに事務局から基本的な考え方を説明していただきました。これを土台に、この会議で具体的な施策内容について意見を出していかないとなりません。第2期の計画の冊子はまとめられるとは思いますが、実質的な内容をどのようにするか、皆様の貴重な御意見をいただきたいと思います。これが本日の主な議論になりますので、御意見・御質問がありましたらお願いします。
黒川先生どうぞ。

北海道児童
青年精神保
健学会

その計画と実行との関係なのですが、この会議は計画策定の方ですね。計画策定なので、もちろん細かい話も出ますが、大まかな話をして、構成機関もそれぞれの立場から実行しておりますけれども、その実行における大事な部分は保健福祉が担っているわけですね。行政ですから、第一線だと思うのですが、部会で取り上げられた問題や会議で決まったことの趣旨通りに上手く実行されているか・実践がどう組まれているかというのが、行政体系そのままではなくて、それでは担当者も随分荷が重いでしょうし、専門家や専門相談員の代表が集まって実行委員会のようなものを開催して、部会その他で議論されたことがきちんと実行に移されているのか・どこか見当違いがないのか・実際にやってみても部会の思うような形で結果が出そうもないから方法を変えた方がよいのではないかとといった話をしないと、計画と行政と2つだけで取り組んでいるのでは何か抜けているような気がするのですけれども。そのあたりどうでしょうか。

田辺座長

貴重な御意見どうもありがとうございます。どうですか、このようなことについての皆さんのほうの御意見などはありませんか。
正直、例えば市町村の保健福祉活動で依存症の問題を扱うにしてもバラつきが

あるし、遅れもあると思います。形式的と言いますか、市町村にも担当の係はあって、保健所もあって、連絡会議もつくることになっているという計画があるけれども、それがそのまま流れて第1期は終わってしまったということですね。地域の連絡会議を推進しないことには北海道は全体として動けないと思います。臨床の現場では若い人の地域でのオンラインを使ったカジノや競馬の問題が起きていても、地方では、なかなか医療を受けられないということで、ギャンブル依存には入院だけの治療はあまり適していないと思うのですが、遠いのでということで入院医療を使うケースも出てきている。そういった地域の実態がある中で、この計画が立てられていて、地域でそれが実行されているのかどうかというところを、少なくとも意見をもらってモニタリングしながら進めるなどをしないと地域だけで推進するのは難しい。保健所にこの計画を推進する地域の担当者はいるのですか。

事務局

保健所の実情で言うと、業務担当は決まっているので、依存症関係の業務を担当する保健師は各保健所に必ずいます。それは依存症だけではなく、例えば自殺対策の担当者だとか、ひきこもりの担当者だとかということで、各保健所の人数の配置によって検討をしながら担当者を決めているという形になります。

田辺座長

そういう意味では、黒川先生がおっしゃっていた実行委員のような、この計画に即して、うちの地域は一次予防も三次予防もまだできていないだとかという意見を出すことができる場があればいいと思います。私は保健所の人がいいと思いますが、地域によって連絡会議ができていて、連絡会議の中で計画推進実行委員のような感じの人が地域で選ばれれば、それは例えば、地域のソーシャルワーカー協会のソーシャルワーカーでもいいと思います。地域のギャンブル等依存症対策連絡会議を立ち上げて、そこに連絡実行調整委員のような人を置いて、地方の現状に合った進め方をくみ上げて、この部会の中にも、例えば実行推進会議のような感じで地域の実情を月1回報告してもらってというような。話が膨らんでしまいましたが、計画はたしかに策定しているし、網羅していると思うけれども、お金がない・感染症対策で人がいないという中で流されて、実際の計画が紙のレベルになってしまわないかということは私も懸念しています。少しでも前に進むことが確認できるような、そういう意味では実行委員会的な進め方は、ひとつあるかなとお聞きしましたけれども。

他の委員の方、何か御意見ありませんでしょうか。

北海道児童
青年精神保

もうひとついいですか。

健学会	
田辺座長	黒川先生どうぞ。
北海道児童 青年精神保 健学会	参考資料（５）を見ると、今の精神保健福祉業務に従事している保健師さんに、依存症相談員という肩書きというか、新しい業務分掌をひとつ担わせるという形なのですね。コロナが終われば色々できるのではないかと考えていましたけれども、どうもコロナは終わらないようですし、ずっと続きそうな感じで、そうすると、市町村も保健所の保健師さんもずっと感染症対策を抱えていくわけで、ものすごく忙しいギリギリの状態で、もうひとつ新しい業務分掌を担わせてはどうかと書いても、現場ではできないのではないのでしょうか。臨時職員を配置するなど、予算配置・人員配置してあげないと、保健所の保健師さんは相当頑張ると思うのですが、これでは潰れてしまうだけで、潰れないとすれば、先ほど田辺先生がおっしゃっていたとおり、報告書はつくるけれども実際には何も進んでいないというようなやったふりになってしまうのではないかと思います。現状認識に、北海道のギャンブル依存症が９万８千人、つまり１０万人と書くわけですよ。道内に１０万人のギャンブル依存症患者がいるわけですね。今、相談につながっているのは１万人もいなくて、２～３千人ですね。それであっぷあっぷしているのに、１０万人の人が潜在的にいるところに、今の保健師さんが感染症対策や精神保健の業務も担いながら、ギャンブル依存症の業務もかぶせて、それで何とかやりなさいと言われても、現場は相当しんどいですね。これは本庁でももう少ししっかり考えてあげないと、と思います。
田辺座長	これどうでしょうかね。課長、このあたりはどうですか。
事務局	はい。貴重な御意見ありがとうございます。コロナに関しましては、もう２年以上にわたって、保健所のほうでは感染症対策がメインとなっていて。私も以前保健所におりまして、２年間本当にコロナにかかりきりだったと実感しております。実際問題として、保健所に関しましては、感染症以外にも様々な業務を行わなければならないのですが、どうしても人手をコロナのほうに取られてしまったという状況もありまして、道のほうでは、来年度以降の保健所の体制の見直しなどを部として検討しているところではございまして、なるべくこの負担を減らしてというようなことで取組みの検討は進めているというような状況でございます。
田辺座長	本当に、マンパワーがなかなか不足しているので、例えば地域の連絡協議会の

ようなものの中で、もし保健所以外のマンパワーでギャンブル等依存症対策の推進の臨時の委員や臨時の活動について、協力してもいいよという職種の団体があればいいのですが。推進会議には北海道精神保健福祉士協会や北海道臨床心理士協会などが入っていますけれども、そういうところから出た場合に、若干の活動のときの旅費だとかが出せるかというのが大きな問題です。先日、自殺対策の全国のいのちの電話のオンライン研修が1日あったのですが、それは精神保健福祉士協会と臨床心理士協会の人たちが請け負ってフリーダイヤルの自殺対策に取り組んでいたりするんですね。それは、自殺対策が施策として認められて予算がついたから、そういった団体に委嘱して、1日フリーダイヤルというようなものを年に何日かできるということになっているのですけれども、ギャンブル等依存症対策も国が進めると言ったけれども、地方に予算は回ってこないのですかね。それを私は心配しているのですが、予算がないということはあるのでしょうか、実はこの前の会議のときに黒川委員から出た発言でちょっと考えさせられたのが、道営競馬やばんえい競馬など、様々なオンラインによる競馬の収益が上がっているということであれば、そこから例えば若年者に新たなギャンブル依存症をつくらないというための活動をするのだから、道でギャンブルで相当の収益を上げているわけだから、ある程度のマンパワーの予算はつけられないか・そういう交渉はできないかということを中心としたわけですね。そんなに高い人件費ではなくても、つけられれば、もう少し地域で、実際の相談の研修をたくさん受けていただいて、地域でもある程度相談を受けると同時に、地域のギャンブル問題の現状を把握して、このようなオンラインの会議でレポートしてもらうようなマンパワーの検討は、だめなら仕方ないですが、第2期の新しいやり方として、コロナでマンパワーが不足している中で、理にかなっているとは思いますが、“IRが導入されないならあまり経費はかけない”など、道の行政のトップの姿勢が色々あるとは思いますが、現実には若い人のオンラインによるギャンブル依存症という犠牲を生みながら、オンラインの導入によって道営競馬や競輪では収益が増加しているので、そういうあたりで活動費をもう少しマンパワーに回してあげられないかという考え方を私は前回の会議から考えておりました。ということで、この件について前回黒川先生から御意見が出ておりまして、地域の連絡会議を推進するためにも何らかのマンパワーが欲しいと思いましたので、私のほうから併せて追加発言しました。難しい問題かもしれませんが、次回までに事務局でも検討していただくということですのでよろしいでしょうか。

他に、関連する切り口でも構いませんし、新たなことでも何かありましたらお願いします。

質問ですけれども、精神保健福祉センターと保健所で、ギャンブル等依存症対策の研修や会議等、連携の上でどのようなことをやっていますか。精神保健福祉

	センターの方、どうでしょうか。
北海道立精神保健福祉センター	精神保健福祉センターの横山です。連携会議ですが、依存症対策連携会議を令和2年4月に設置しました。昨年度は10月に1回開催しております。依存症に係る相談支援等調査ということで、保健所に調査をした結果を御報告し、また、十勝ダルクの地域での活動について報告していただきました。以上です。
田辺座長	勉強会のような感じなのですか。
北海道立精神保健福祉センター	はい。昨年度はそのようなことでやらせていただきましたが、今年度は今後、企画・立案をしていきたいと考えています。
田辺座長	年に1回くらい実施しているのですか。
北海道立精神保健福祉センター	はい。今年も年1回、札幌市の連携会議と同日で開催するというので、札幌市さんと調整しています。
田辺座長	他に、推進計画のほうで御意見ありませんでしょうか。弁護士会の方、御意見ありませんか。
北海道弁護士会連合会	弁護士の西です。今回、回線の調子が悪く、会議の内容を中途半端にしか聞いていないため議論についていけない部分があるのですけれども、ギャンブル依存の問題に関しては、多重債務の問題と切っても切り離せない問題として弁護士会としては注力していきたいと思っているところでもありますので、そういった会議をつくれるのであれば、弁護士会としておも協力できる部分はあるのではないかと考えておりますので、ぜひ参加させていただきたいと思ひますし、マンパワーが足りないという話でありましたけれども、やはりそういった会議を行っていくことで見えてくるもの、依存症問題に関する各団体や取組みを実施している人たちが集まって話をして施策なりにコミットしていくということは非常に重要だと考えておりますので、予算の問題はあるかもしれないですが、私は弁護士としてぜひお願いしたいと思ひております。
田辺座長	ありがとうございます。他に御意見等ありませんか。 全国的には、オンラインカジノの問題で団体が申入れをしたということで、資

料もあり先ほど説明があったと思いますけれども、結局、オンラインカジノというのは法律的に日本ではカジノは導入されていないわけですね。IR推進法は通ったけれども、認定業者も決まっていなくて、日本人が、今、日本でカジノをするということは恐らく法律的に問題なので、これは弁護士会のほうから御意見あるかもしれませんが。若者が罪悪感なくアクセスして、その結果として犯罪にまで展開してしまっているような事案が昨今マスコミで取り上げられています。それと同時に、やはり若い人でギャンブル依存症の治療にやってくる人の中のスマホを持っていけば競馬やボートなどのギャンブルはオンラインでできるという中で、若い人はスマホやオンラインを使いこなしますし、18歳になればスマホで借金もできるということが今後起きてきますよね。ギャンブルと切り離れた形で18歳からのお金の問題というのは学校教育でも注力しだしていると思うのですが、今はスマホ上で何でもアクセスできるので、注意していく教育が大学生や高校生に必要です。18歳・20歳の借金の問題や、借金問題のオンライン画面の隣にカジノがあるからといって、オンラインカジノに行ってしまう。心理的ハードルや教育的なハードルがあまりにもなさすぎる現状があって、私は現場で週1回若い患者さんを診ている中で懸念することがあります。そのことで言うと、第1期の計画を策定したときに、北海道から新たな若い人のギャンブル依存症を出さないようにするためには、どのようなアプローチがあるかということをお話ししました。有効策というのはなかなか探し出せていませんが、今回も今後の取組みの中で事務局が赤字で「インターネット投票など『オンラインによるギャンブル』のリスクに関する正しい知識の普及啓発」や「20歳未満の者への普及啓発」と書き込んでくれました。計画としてはここをこの会議で承認するというですけれども、このあたりの中の肉付けをしっかりとやっていくということを今後していかなければと思います。資料5の発症予防のところで事務局が整理・提案した赤字の内容はこれで良いと思いますが、具体的に第1期でも実際は高校教育の中でもあまりやられていなかった、これをどう展開していくかについて御意見等がありましたらお願いします。

北海道児童
青年精神保
健学会

子どもたちを守る立場から言うと、インターネット投票の周辺、インターネットカジノに関しては脱法行為ですので、自治体の方から警察庁にきちんと申し入れて、違法なものとして取り締まって流れないようにしないと困りますね。道警や北海道からきちんと警察庁や公安に申し入れることが必要だと思います。闇サイトなどもあるでしょうから全部は難しくても、少なくとも普通の高校生や大学生が閲覧できるようなところからは消してもらうことが必要だと思います。

もうひとつ、これに関連して資料にも記載がありますが、ゲームの問題についてです。そのまま将来のインターネットギャンブルにつながるだろうと思われる

課金の問題ですが、ゲームとゲーム課金に関しては、どのような対策が可能かという、法的には PL 法（製造物責任法）だと思います。非常に有害な産業生産物なので、それに関して有害性を取り除く義務が製作者にはあります。ゲームのガチャなどの画面に、これは深刻な依存症につながる可能性のある行為ですという一文を入れさせ、それが目に入るような形にさせる。競馬も、あまり買いすぎないようにという文章を入れてありますよね。インターネットだとポスターで貼っても誰も見ないので、ゲームを開いたところから出てくるようにするものものを、消費者庁等で検討して PL 法を使って対策はできると思います。他国でも、スロットのマシンが揃う場面等で PL 法を使っており、有害性を低めるということを実際に行っています。これも消費者庁と消費者センター、その他と道で考えて、北海道だけでは難しいかもしれませんが、思いついたところから国に提案していかなければ一歩も進まないですね。ぜひ、ゲームを開いて子供たちがガチャをする前に、これはとても危険な行為であるということや、親に隠れてクレジットカードを使っている場合は犯罪になるということがわかるように啓発をしていただければと思います。

田辺座長

教育委員会の方は、本日は欠席なのですね。

私、何かの民間のラジオで、馬券の勝馬投票券の購入の話のときに、最後にアナウンサーが何歳までは購入できませんということをきちんと言っている番組があって、あのような要請は道としてできないのですかね。例えば、直営の宣伝番組は今持っていないかもしれませんが、道営競馬の宣伝番組があると思うのですが、民間の番組で今週の道営競馬の予想や道営競馬がある日などを放送していたときに、最後に年齢制限のことにアナウンサーが触れていたんですね。あれは非常に良いと思うので、そういうようなことはできるんですかね。

農政部競馬
事業室

今は、ポスターに 20 歳未満は購入できませんと書いてありますし、最近よく使われているのが、競馬は程よく楽しむ大人の遊びということで買いすぎには注意しましょうというのは色んな場面で出てきていますので、そこで例えば、今年は 20 歳未満に力を入れた方がいいということであれば、それを前面に出してやることはできると思います。

田辺座長

取組み次第では、もっと強く年齢制限のことを打ち出せるということでもいいですかね。

農政部競馬
事業室

そうですね。予算の関係であまりテレビのほうはやっていないのですが。

田辺座長	テレビはそうだと思いますが、国の対策ではありますが、例えばお酒の缶には年齢制限のことが書いてありますよね。また、コンビニでも買うときに画面にタッチするだけではありますが、年齢確認がありますよね。昭和の時代は、映画のことを成人映画と言いましたが、成人競馬とは言いません。ですが、このくらい浸透していただければ、スマホだと法律違反をするときの心理的な抵抗がないので、何らかの心理的な抵抗がないと、若い人は簡単にアクセスしてしまうのではないかと思います。今後の、特に18歳成人問題が出てきたところで、対策の強化、強化でなくても昨年実施できていなかった部分を実施するというので、具体的に例として農政部ではこういうことに取り組むと出せるように、次回までに考えていただきたいと思います。多少の前進を考えていただければと思います。よろしくお願いします。
農政部競馬事業室	競馬の買い方が、ネットと場外発売所に直接行って購入するというやり方がありまして、場外発売所はあまりいませんが、若い人がいたら声掛けとしたりしています。ネットについては、会員になるときに身分証明を求めますのでそこでまず会員になれないと思います。例えば、親のものを無断で使うとか、そういうことは考えようによってはあるとは思いますが。
田辺座長	身分証明はどのような様式なのですか。
農政部競馬事業室	そこは帰って調べてみます。
田辺座長	よく自分で生年月日とか適当に打ち込めばいいんだというようなことがあって、この場合はどうか分かりませんが、アプリをダウンロードするときに、本人確認といって誕生日でも年齢でも適当に打ってもアプリはダウンロードできるんですよね。私も若い人たちに、現場で聞いてみますけれども。やはりこのオンライン時代になったら、若年者対策の強化ということは取り組むべきだと思うんですよね。ここだけではだめで、やはり実際に展開するのは各構成機関ですので、協力をお願いしたいと思います。 他に何か御意見ありませんか。
北海道弁護士会連合会	西です。成年年齢が引き下げになったということで、弁護士会もそうですし、私が関与している任意団体でも方々から依頼をうけて講演させていただくことが多くなってきました。それは民法の問題だからということだと思うのですが、そ

の入り口をとっかかりにして、本人の意思だけでお金を借りることができる年齢が20歳から18歳に下がったというところを糸口にして、お金を借りて何に使うかっていう問題でギャンブルの話をするところがあるのですけれども、そういったところで本来は消費者センターさんもこういう学校での出前授業などやられているのではないかと思いますし、他の会議に出たときもそうおっしゃっていましたので、そういった出前授業をやっておられるような各種団体の方々と連携して、授業の中にそういうギャンブル依存症の予防的な観点をもう少し入れるとか、ギャンブルの違法性というところをもう少し盛り込めるようにするだとかという形で、お互いの情報共有をしていった方がいいのかなと思っていましたところ。依存症問題を扱っている人もいれば、消費者問題を扱っている人もいるという形なので、お互いの情報共有が必要かなと思います。

田辺座長

貴重な意見だと思います。私も大変よろしいと思いますね。

18歳・20歳問題、新しい成人の考え方の中に、お金の問題、オンラインのカジノの問題、賭博罪の問題、そしてギャンブル依存症の問題、そういうものも含めた、もちろんアルコールの問題も含めて構わないと思うのですが、そういう18歳で何ができて、20歳まで何ができないのかということと、若年の人には依存症問題の危険性があるというような、確かに出前授業というのはよろしいと思うので、弁護士会でも出前授業の中で、ギャンブルのことも含めた内容でお話する形で協力いただくことは可能ですかね。

北海道弁護士会連合会

そうですね。消費者庁でパッケージで教材を作られたりしているんですね。そういった様々な教材をお互いの弁護士間で情報共有して行っているんで、授業に使いやすい形のスライドだとか資料だとかという形で作られてくれば、きっと共有してそれも出前授業の中に取り込んでいくということはやれるのではないかなと思います。

田辺座長

それは高校生にやっているんですね。

北海道弁護士会連合会

そうですね。主に高校生なのですが、大学生も18歳・19歳の年齢の方がいらっしゃるのでもやっていたりはします。

田辺座長

わかりました。では事務局の方、次回までに消費者協会に出前授業みたいなことで、成年年齢に関する借金だとかギャンブルだとか、北海道ではどんな現状か確認してもらえますか。そのような方向性も第2期の計画の実行の課題としてはいいですね。

他に御意見ありませんでしょうか。それでは、次の議事に進行してよろしいでしょうか。今後の予定についてになります。事務局から説明をお願いします。

事務局

資料 6 に基づき説明

- ・ 今後の予定について

田辺座長

ありがとうございます。何か御質問等ありますでしょうか。

それでは、事務局が用意してくれた議題が終わりましたけれども、その他なければ、進行の時間もだいたい予定通りになっております。よろしいでしょうか。もう一度、部会が開催できるということなので、今日はかなり色んなアイデアを出したところもありますので、また調整していただいて会議を開きたいと思います。私の担当する部分はここまでとし、進行を事務局にお返しします。

事務局

田辺先生どうもありがとうございました。御出席いただきました皆様、本日はお忙しい中、大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。また、開催当初バタつきまして、大変申し訳ございませんでした。

先ほど説明がありましたけれども、今後は 8 月 9 日に第 3 回の部会、また、日程調整中ですけれども 8 月最終週に第 1 回の推進会議を開催する予定としております。お忙しいところ大変恐縮ですけれども、引き続き御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、先ほど申し上げましたとおり、意見様式は 7 月 27 日までで締め切らせていただきますけれども、幅広に御意見・御要望をいただければと思います。

最後に精神医療担当課長の河谷から一言御挨拶申し上げます。

精神医療担当課長の河谷でございます。田辺先生、議事進行ありがとうございました。重ね重ねになりますけれども、ネットワークのトラブルがございまして会議の開催が 20 分遅れましたことを重ねてお詫び申し上げます。また、本日は大変お忙しい中、御出席いただき、また、大変貴重な御意見をいただき、改めてお礼を申し上げます。先ほど説明いたしましたけれども、今後も対策推進部会、推進会議を開催させていただきたいと考えておりますので、お忙しいところ大変恐縮ですけれども、引き続きの御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の対策推進部会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。